

令和 7 年第 2 回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（ そ の 3 ）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第 1 2 号	
新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会を 廃止する決議……………	3
議員提出議案第 1 3 号	
堺都心部活性化調査特別委員会の設置等について…………	7

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第12号 新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会を廃止する決議

理由

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定により設置した特別委員会を廃止するために、本決議案を提案するものである。

新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会を廃止する決議

新たな危機に立ち向かうまちづくり調査特別委員会は、その設置目的を終了したので廃止する。

令和 7 年 5 月 20 日

堺 市 議 会

議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第13号 堺都心部活性化調査特別委員会の設置等について

理由

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定により、本市議会に特別委員会を設置等するために、本議案を提案するものである。

堺都心部活性化調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第 109 条第 1 項及び堺市議会委員会条例第 5 条の規定に基づき、堺都心部活性化調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 堺の成長をけん引する魅力的な都心部の実現に向け、南海高野線の連続立体交差化、瓦町公園周辺ゾーンでの市街地整備等が進む中、堺都心部の活性化について、都市整備のみならず、産業振興、観光、防災等の多角的な視点により、調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は 12 人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

令和 7 年第 2 回市議会(定例会)付議案件綴(その 3)

令和 7 年 5 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号 1-B2-25-0036
